

「ユビキタスネット社会における憲章」骨子素案

(討議用ペーパー)

憲章とは「国家や団体が理想として定めた大切な原則」(三省堂国語辞典)。来るべき2010年のユビキタスネット社会を前に、利用環境を整備するための原則を例えば憲章としてまとめ、提言してはどうか。さらには、本懇談会でとりまとめる憲章を、政府全体のレベルに、さらには国際機関等の世界レベルに向けて発信していくことを検討してはどうか。

前 文

- ・ ICTの可能性を、ユビキタスネット社会の実現に役立てていくこと
- ・ ユビキタスネット社会に参画することから得られる権利や利益を、全ての利用者・供給者が享受できるものであること
- ・ ユビキタスネット社会に参画するための役割や責任を、全ての利用者・供給者が十分に認識しておくものであること

自由で多様な情報流通

1. 情報の受発信に関する権利

- 1) いつでもどこでも誰でも自由にネットワークにアクセスできる権利
- 2) 公的情報に自由にアクセスできる権利
- 3) 情報を自由に発信し、表現することのできる権利
- 4) 自己の情報をコントロールする権利

2. 情報内容の多様性

- 1) コンテンツの多様性の確保
- 2) 文化や言語による多様なアクセスの確保
- 3) 自由に共有・利用できるコンテンツやソフトウェアの蓄積
- 4) 公的情報の公開の促進

3. 電子商取引

- 1) 自由かつ広範な電子商取引の促進
- 2) リアルな世界と同様に不自由なく電子商取引を行う機会の確保

4. 情報リテラシー

- 1) 情報教育や能力開発の機会の確保
- 2) 青少年や高齢者、障害者等の社会参画への支援
- 3) 高度な知識や操作を要さず簡単に機器やサービスを利用できる機会の確保
- 4) 一般に分かりやすい言葉や表現の利用の促進

安全で安心な情報流通

1．プライバシー

- 1) 個人情報の保護（個人情報、肖像権、プライバシー権など）
- 2) 監視からの自由
- 3) 通信の秘密

2．情報セキュリティ

- 1) 不適切なネットワーク利用の回避（ウィルス、迷惑メールなど）
- 2) 安全なネットワークの構築・維持
- 3) サイバー社会の安定確保に関する行政や社会の責務

3．知的財産権

- 1) 知的財産権侵害（著作物の改ざん、不正複製、不正頒布等）の回避
- 2) 違法なファイル交換の回避

4．情報倫理

- 1) 違法・有害コンテンツを発信することの回避
- 2) 違法・有害コンテンツを媒介することの回避
- 3) 法令や倫理に違反しない電子商取引を行うための責務
- 4) 情報倫理を確立するための行政や社会の責務

豊かな未来社会の構築

1．サイバー社会への対応

- 1) サイバー社会に対応した法制度の整備
- 2) 新しい技術やサービスを提供し、享受できることの確保
- 3) 社会常識を逸脱した技術やサービスの利用の回避
- 4) 新たな社会ルールの形成や普及啓蒙に関する行政や社会の責務
- 5) 循環型社会への配慮（リサイクル、省エネルギー、人体への影響など）

2．地域的・国際的な協調体制

- 1) 地域社会や国際社会における協調体制の確立
- 2) 政府、民間、大学、市民社会等全ての関係者の協力の確保
- 3) 政策立案への多様な主体の参加の促進